神奈川県委託事業　　平成２５年１１月２０日

平成２５年度　指導者育成事業（伝達講習）（第２回）

開催要項

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

１．指導者育成伝達講習の趣旨

平成２４年４月１日から、喀痰吸引制度が施行されました。一番のメリットは、何でしょうか。福祉（介護職員等）と医療（看護師等）との係わりが深くなったことでしょう。そのことは、医療ケアを必要とする利用者さんの命を守り適切な対応がなされるようになったことであり、素晴らしいことです。看護師さんと介護職員さんとの連絡会、勉強会、ケース会議等も始まっているとの報告も受けています。

介護職員等の皆さんのたんの吸引等の研修には、指導看護師等の医療職の方の指導を受けることが求められています。また、この研修に係る国の「喀痰吸引等指導者養成講習」は、平成２５年度は、開催されないようですが、「改正省令や施行通知」（※）では、「指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこと。」となっています。

当法人では、「重度障害児者医療的ケア実務者研修事業」を永年すすめてきましたが、本年も神奈川県の委託（障害福祉課、介護保険課）を受け**「指導者育成事業（伝達講習）」**を開催いたします。不特定（第１号・２号）及び特定（第３号）の別なく、下記の要領で開催いたします。

介護職員等のための喀痰吸引等研修につきましては、下記の日程で、実施（又は予定）しています。

１．（県委託）**「第三号（特定の者対象）研修」**：平成２５年８月１７日（土）（講義）・８月１８日（日）（演習）、知識確認テスト合格後、実地研修の実施。

２．（県委託）**「第一・二号（不特定の者対象）研修」**：平成２５年８月２５日（日）から８回（講義）・１１月２４日（日）（演習）、知識確認テスト合格後、実地研修の実施。

３．（県委託）**「第三号（特定の者対象）研修」**：平成２６年２月２日（日）（講義）・２月１１日（火・祝）（演習）開催予定。知識確認テスト合格後、実地研修の実施。

介護職員等の受講生がおられる施設・事業所等では、特に、実施研修につきましては、看護師等の指導講師の指導をうける必要がありますので、まだこの「指導者育成事業（伝達講習）」を受講していない看護師等の皆さんがおられましたら、参加して下さい。

※　１．社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第126号）附則第１１条第１項（喀痰吸引等が医行為であるから当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師を、医師、保健師、助産師及び看護師に限定）

２．「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）社援発1111第１号平成 23 年 11 月 11 日　第２次改正社援発0312 第24号平成 25 年 3月 12日第５-１-（３）（指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい）

２．開催日及び会場

（１）開催日：２０１３（平成２５）年１２月２２日（日）１０：００～１７：１０
　　受付９：１５より

（２）会場：昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）
　　〒．226-8555 横浜市緑区十日市場町1865Tel.045-985-6500
　　交通アクセス：ＪＲ十日市場駅よりバス若葉台中央行き中山谷下車徒歩５分

３．募集人数

募集人数：１６０名

４．受講料

受講料：４．０００円（教科書、資料、ＣＤ、損害保険代を含みます。）

５．申し込み及び締め切り

申し込み：別添「受講申込書」を郵送して下さい。

募集期間：平成２５年１１月２２日（金）～ 平成２５年１２月１３日（金）必着

（「受講申込書」の記入に当たっては、住民票に基づいて記入してください。）

※申し込み締め切り後、受講される方には当日案内と受講料振込用紙（郵便振替）を送付します。

６．指導講師（看護師等）による実地研修評価判定について

（１）「喀痰吸引等研修実施要綱」（厚生労働省 社援発 0330第43号 平成24年3月30日）
別添２「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」及び、別添３「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修修得程度の審査方法について」に従って、実施する医行為の内容に応じた**評価票**を用いて認定を行って下さい。
評価票は、受講者１名に対して研修協力者（利用者）１名に、必要とする医行為ごとに評価をして下さい。

（２）研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実施研修指導講師が評価することとなっています。

（３）当該研修受講者が修得すべき全ての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について、実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できるとなった場合において研修修了の是非を判定し、研修修了証明書の交付を行うことです。

（４）第三号研修における「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要があります。シミュレーション人形等によって医行為の手順等をよく確認して、実地研修に入ると良いと思います。

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合の演習・実地研修については、別途研修を行う必要があります。

（５）実地研修を実施するに当たっては、実地研修の協力をお願いする利用者の同意を得ていること。また、協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修についての書面による指示書を用意する必要があります。

（６）実地研修を修了しましたら受講生が受講する各々の研修要項による「実地研修修了報告書」（県Ｈ２５不特―５全）及び（県Ｈ２５特１－５全）（県Ｈ２５特２－５全）によって、合否認定を報告して下さい。

その際には、評価しました**評価票の写し**を添付して下さい。

尚、「第３号特定実地研修評価票」は、第一・二号（不特定の者対象）の研修テキスト、及び第三号（特定のもの対象）の研修テキストに掲載されてあります。また、当法人フュージョンコムのホームページにも掲載してあります。「受講生名」「協力利用者名」「指導講師名」も記入できるように加工してあります。

（７）指導看護師等の講習を受けていない方は、平成２５年度は、下記に示します県委託の「指導者育成事業（伝達講習）」を受講して下さい。

・平成２５年１２月２２日（日）10:00～17:10　昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

（８）厚生労働省ＨＰから研修テキスト(第三号特定)は、ダウンロードすることが出来ます。

また、「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）の研修カリキュラムを【動画】で見ることが出来ます。

手順：①福祉・介護障害福祉　②政策分野関連情報

③平成２４年度喀痰吸引等指導者講習事業（第三号研修指導者分）資料

④介護職員等による喀痰吸引等の実施のための状態別、疾患別に配慮した研修テキスト（第三号研修（特定の者対象））http://www.db1.co.jp/tkic/

以　上

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
事務局
〒.221-0844　横浜市神奈川区沢渡４－２
神奈川県社会福祉会館内
電話：０４５－３１１－８７４２
Fax：０４５－３２４－８９８５
携帯電話：０９０－２１４５－４７５６
Eメール：jimukyoku@kenshikyou.jp
Ｈ　Ｐ：http://www.kenshikyou.jp